

資料 3

經濟產業省說明資料

(商業動態統計調查)

1 今回申請された変更について

(1) 報告者について

① 報告者数と母集団名簿の変更について

- ・ 母集団名簿を商業統計調査から経済センサス・活動調査に変更し、報告者の数を約20,000から約25,000に変更

(論点)

- a 本調査の標本設計はどのようにになっているか。前回答申における今後の課題を踏まえ、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計となっているか。
- b 業種単位及び従業者規模でみた場合、報告者数はどのように変動するのか。(現行計画の報告者数に加えて、平成31年4月の前回諮問時の報告者数との変動はどうなっているか。)

(回答)

a 本調査の標本設計は、目標精度を卸売業8%、小売業5%とし、業種別、従業者規模別の層区分についても本年6月の答申を踏まえ、調査対象の範囲の見直しは行わず現行計画と同様の設計としている【**2・3ページ**を参照】。

また、郵送・オンライン調査への変更を加味し、標本数を概ね1,000対象程度追加している。

b 再計算した乙調査の報告者数は、現行計画と比べ4,000対象程度、平成31年4月諮問時と比べ3,000対象程度、変動している。業種別、従業者規模別については、**4ページ**を参照。

なお、現行と変更後を比較して機械器具小売業などの標本数が増えているが、本調査の母集団である平成26年商業統計調査と平成28年経済センサス・活動調査の母集団の特性値の変動によるものであり、目標精度を確保するため増加している。

【論点a】本調査(令和2年(2020年)3月分以降の調査)の標本設計については以下のとおり

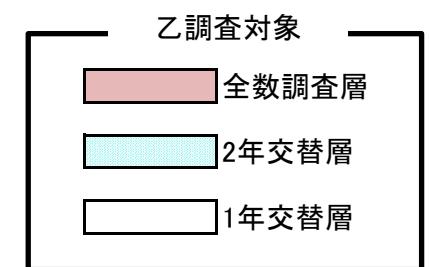
・母集団 平成28年経済センサス-活動調査

・目標精度 卸売業の各業種 8%
小売業の各業種 5%

・業種・従業者規模(層区分)・全数調査層の設定

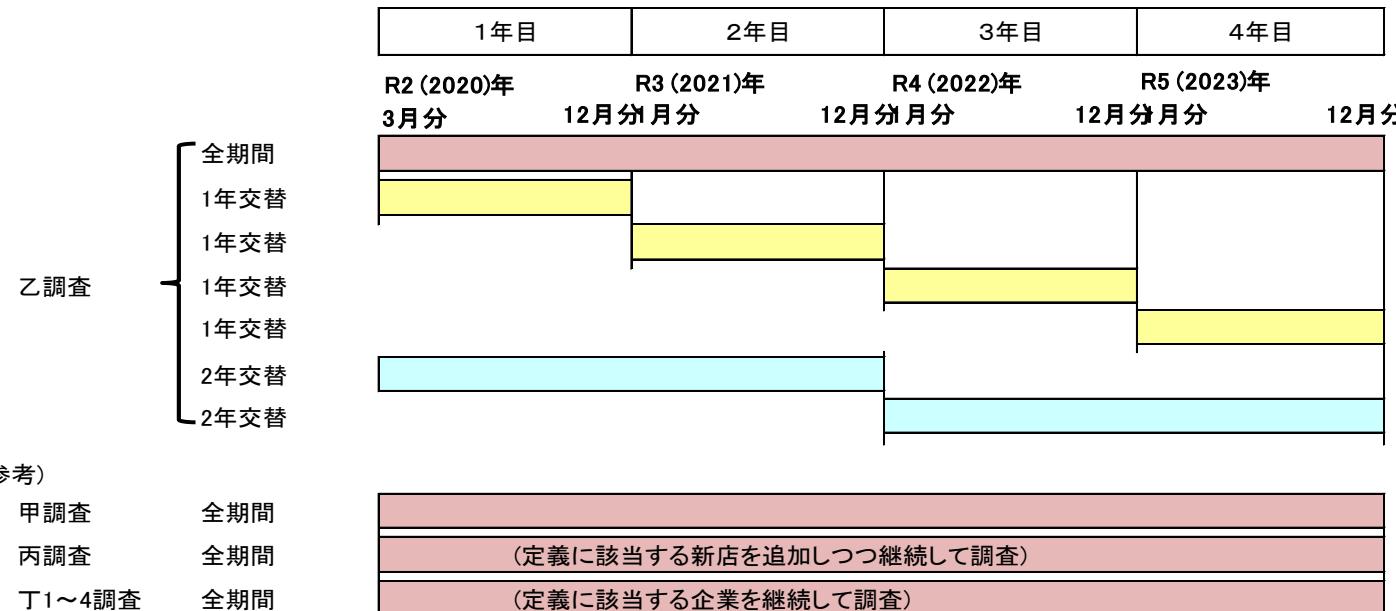
業種＼規模		1～9人	10～19人	20～49人	50～99人	100～199人	200人～
卸 売 業	各種商品卸売業			■	■		
	繊維品卸売業			■	■	■	
	衣服・身の回り品卸売業						■
	農畜産物・水産物卸売業						■
	食料・飲料卸売業						■
	建築材料卸売業					■	
	化学製品卸売業						■
	鉱物・金属材料卸売業				■	■	
	産業機械器具卸売業						■
	自動車卸売業		■		■	■	
	電気機械器具卸売業						■
	その他の機械器具卸売業						■
	家具・建具卸売業				■		
	医薬品化粧品卸売業						
	その他の卸売業					■	
業種＼規模		1～4人	5～9人	10～19人	20～49人	50～99人	100人～
小 売 業	各種商品小売業						■
	織物・衣服・身の回り品小売業						■
	飲食料品小売業						
	自動車小売業						
	機械器具小売業		■	■	■	■	
	燃料小売業						■
	その他の小売業						■
	医薬品・化粧品小売業						■
	無店舗小売業					■	■

甲
調
査



・調査対象事業所の切り替え(ローテーション)

- ・初回(1年目)は3月分切替え。2年目以降は1月分切り替え。



乙:一般事業所対象、甲:大規模卸売店対象、丙:百貨店・スーパー対象、

丁1:コンビニエンスストア対象、丁2:家電大型専門店対象、丁3:ドラッグストア対象、丁4:ホームセンター対象

・抽出方法 無作為抽出

【論点b】業種単位及び従業者規模でみた場合の報告者数の変動は以下のとおり

乙調査	現行計画 約14,300事業所						変更(案) 約18,400事業所						(参考) 平成31年4月 申請時の変更(案) 約15,000事業所								
業種＼規模	計	1～9 19	10～ 49	20～ 99	50～ 199	100～ 人～	計	1～9 19	10～ 49	20～ 99	50～ 199	100～ 人～	計	1～9 19	10～ 49	20～ 99	50～ 199	100～ 人～			
各種商品卸売業	228	33	22	134	39	甲調査	253	44	23	147	39	甲調査	253	0	67	147	39	甲調査			
織維品卸売業	342	188	66	56	21	11	330	161	74	57	27	11	159	0	69	54	25	11			
衣服・身の回り品卸売業	319	131	49	62	50	27	904	176	525	93	59	51	889	0	641	115	72	61			
農畜産物・水産物卸売業	488	153	95	101	79	60	1061	283	274	316	108	80	1036	0	428	381	130	97			
食料・飲料卸売業	1180	377	168	285	177	173	1142	448	171	317	115	91	667	0	165	305	110	87			
建築材料卸売業	556	255	113	96	56	36	656	287	162	138	46	23	640	0	335	205	68	32			
化学製品卸売業	430	167	62	97	28	76	493	184	90	113	52	54	339	0	98	124	58	59			
鉱物・金属材料卸売業	920	326	157	121	249	67	900	303	164	184	193	56	845	0	330	218	230	67			
産業機械器具卸売業	397	182	73	66	53	23	582	192	128	155	64	43	549	0	181	218	90	60			
自動車卸売業	494	194	98	99	58	45	933	335	188	217	128	65	923	0	210	504	144	65			
電気機械器具卸売業	550	138	90	100	42	180	919	396	175	159	100	89	506	0	170	154	97	85			
その他の機械器具卸売業	412	184	53	110	36	29	523	249	79	120	36	39	261	0	75	115	34	37			
家具・建具卸売業	234	110	42	45	19	18	316	151	53	50	46	16	173	0	56	52	48	17			
医薬品化粧品卸売業	312	74	86	92	37	23	243	54	51	75	39	24	186	0	50	74	39	23			
その他の卸売業	960	470	145	183	83	79	1273	536	287	283	83	84	837	0	327	321	94	95			
卸売業計	7822	2982	1319	1647	1027	847	0	10528	3799	2444	2424	1135	726	0	8263	0	3202	2987	1278	796	0
業種＼規模	計	1～4 1～19人	5～9 19	10～ 49	20～ 99	100～ 人～	計	1～4 19	5～9 49	10～ 99	20～ 人～	100～ 人～	計	1～4 19	5～9 49	10～ 99	20～ 人～	100～ 人～			
各種商品小売業	225	131		29	54	11	85	7	10	7	9	7	45	77	0	9	7	9	7	45	
織物衣服身の回り品小売業	867	調査区	726		65	19	658	272	164	90	68	38	26	394	0	167	92	69	39	27	
飲食料品小売業	670	441		127	62	40	484	132	75	88	120	51	18	345	0	73	86	118	50	18	
自動車小売業	422	121	65	114	90	23	425	89	83	128	98	18	9	336	0	82	128	98	19	9	
機械器具小売業	700	346	85	97	60	77	2216	320	586	582	622	69	37	2204	0	740	656	702	69	37	
燃料小売業	652	208	203	125	63	27	757	194	204	279	60	14	6	755	0	246	412	73	17	7	
その他の小売業	1158	881		169	74	34	1704	542	576	266	210	67	43	1659	0	746	340	433	85	55	
医薬品・化粧品小売業	823	773		37	8	5	465	142	162	113	40	4	4	385	0	193	135	47	5	5	
無店舗小売業	1026	260	93	161	245	140	1080	325	84	132	211	99	229	645	0	67	104	166	79	229	
小売業計	6543	4830		885	484	344	7874	2023	1944	1685	1438	367	417	6800	0	2323	1960	1715	370	432	

② P O S データ等を用いた報告の追加

- ・ 報告義務者からの報告の方法について、通常の調査票で行う方法に加えて、希望する企業に対しては、P O S データ等による提出も可とする方法を導入

前回答申におけるP O S データの活用に関する指摘事項

- ① 活用に要する費用対効果も勘案した、継続的なP O S データの収集方法、利用範囲、取得可能性等の整理、確認
- ② P O S データを収集する場合の統計法上の報告義務者、調査票情報の二次的利用等の整理
- ③ P O S データを提供する企業が協力しやすいデータの提供方法の整理

(論点)

- a 今回のP O S データ等の活用方法は、具体的にどのようなものか。特に、民間事業者に対して、どのような作業を委託するのか。
- b 希望する報告義務者から提出されるP O S データ等とは具体的にどのようなものか。例えば、インターネット販売による実績についても提供されるデータの中に含まれるのか。また、報告を求める事項を把握するのに十分な情報となっているか。
- c 経済産業省から委託を受けた民間事業者を経由して提出されるデータは、報告義務者から調査票等の方法により提出されるデータと同じと考えて良いか。試験調査の結果はどうだったのか。
- d 経済産業省から委託を受けた民間事業者が、報告義務者から提供されたP O S データ等を正確に組替集計したかどうかを、経済産業省や報告義務者において、どのように確認するのか。
- e 前回答申におけるP O S データの活用に関する指摘事項に対する検討結果はどのようにになっているか。

(回答)

- a P O S データ等の活用は、報告義務者が有するP O S データを民間事業者が組替集計をして経済産業省に報告するもの【7ページを参照】。民間事業者への委託は、P O S データ等の受信、調査票情報の組替えに係る業務を委託予定【8ページを参照】。
- b 報告義務者から提供されるP O S データは、企業・店舗・型番（J A Mコード）別にサマリーされた販売金額・数量である。また、提供されるP O S データには、店頭

販売に加え、インターネット等販売実績も含まれており、報告を求める事項を把握するのに十分な情報となっている【9ページを参照】。

c 経済産業省から委託を受けた民間事業者を経由して提出されるデータと報告義務者から調査票等の方法により提出されるデータは、同じである。

また、試験調査結果の詳細は、10ページを参照。

- ・ 試験調査の回収率は73.9% (23社中17社)
- ・ 本体調査[17社]の商品販売額との差額は88億円、乖離率は0.3%

d 以下のとおり、確認する【11ページを参照】。

- ・ 報告義務者の協力を得て、従来の報告内容と同等の組替え結果になっていることを確認する（初回切り替え時のみ）。
- ・ 経済産業省において、POSデータ受信から調査票情報組替えまでの処理プロセスを確認する（初回切り替え時のみ）。
- ・ 経済産業省において、個票・サマリ審査の過程で異常値検出を実施する（毎月）。

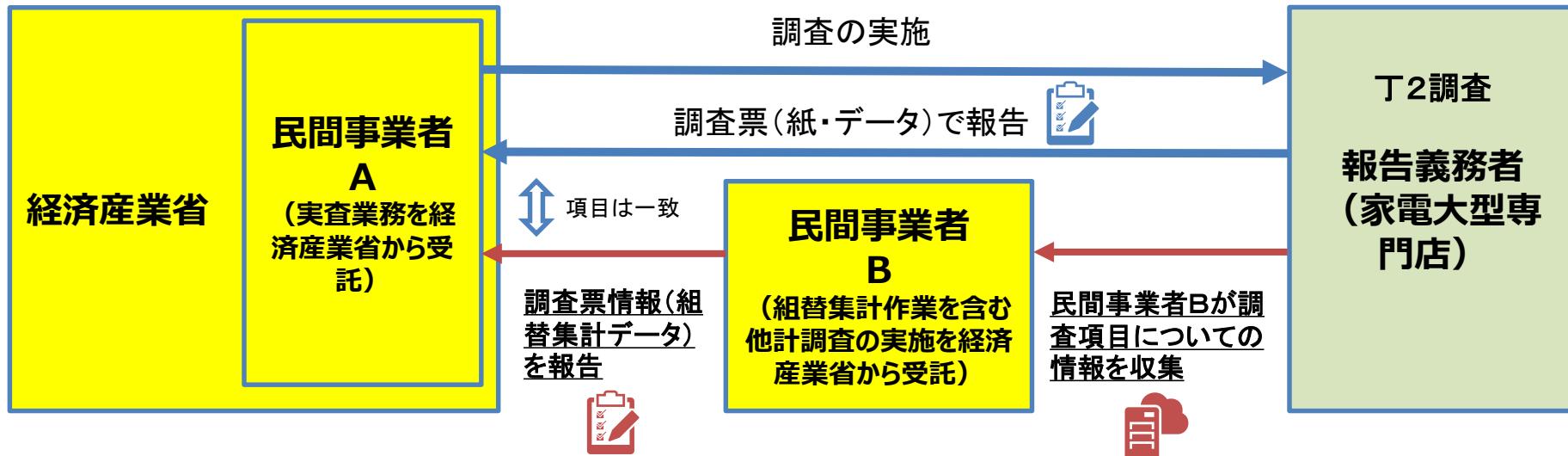
e 前回の部会の指摘を踏まえ、論点のa～dで説明したとおり、今回の提出方法とした。

調査計画の変更（案）：POS等ビッグデータの活用

- 7 -

- 従来の調査方法に加えて、「POSデータ等の調査票への組替集計」を追加。

- 報告者から報告する方法について、通常の調査票で行う方法に加えて、希望する企業に対しては、POS等ビッグデータによる提出も可とする方法を導入。



- 具体的には、丁2調査の報告義務者が調査実施者に報告する方法として、「調査票による提出」、「オンラインによる提出」、「電磁的記録による提出」に加え、「報告を求める事項の回答に必要なPOSデータ等を経済産業省が契約する民間事業者に提供し、当該民間事業者が組替集計をした後、経済産業省に提出」する旨を追記

【論点a】

- 8 -

●民間事業者に対して、どのような作業を委託するのか。

➤POSデータ等の受信、調査票情報の組替えに係る下記の業務を委託予定。

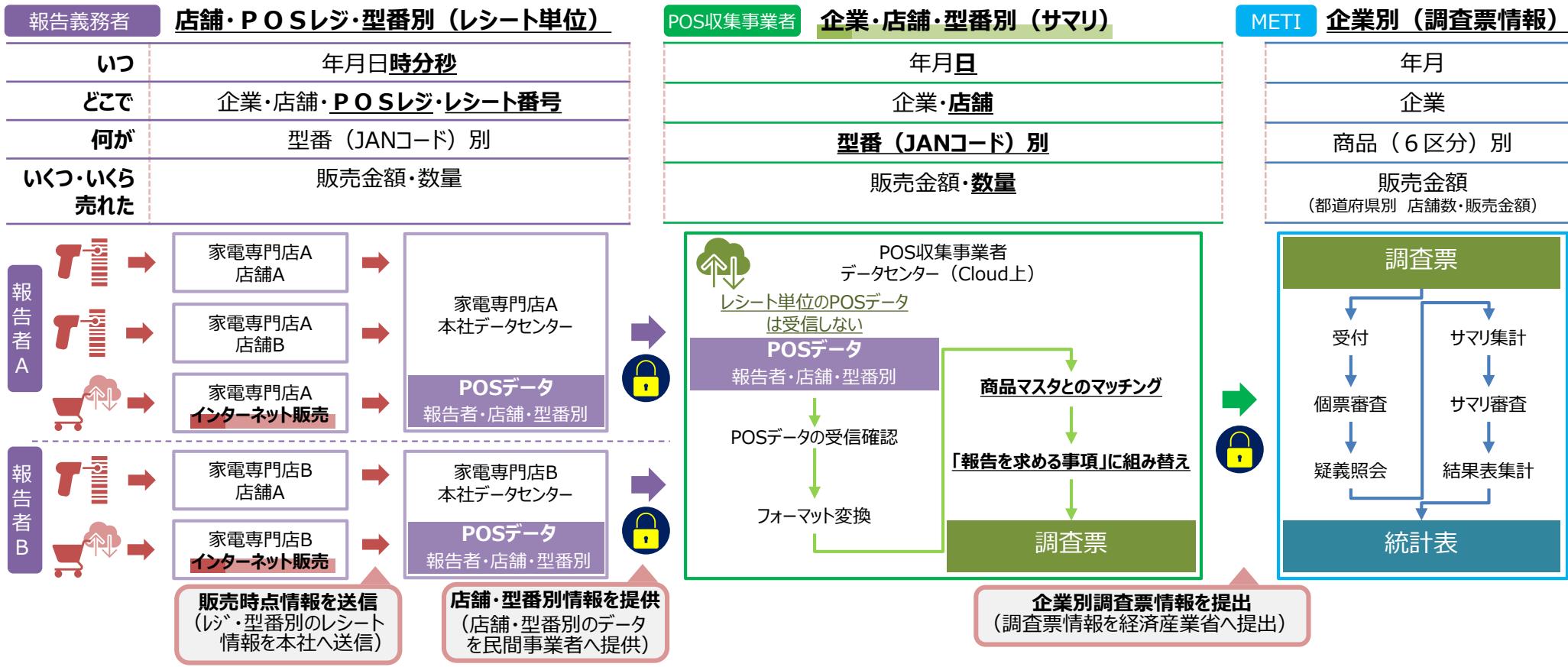
業務	概要	周期		
		初回	毎日	毎月
1. パネル契約に基づく覚書の締結	報告義務者がPOSデータ等による提出を希望した場合の契約締結業務	<input checked="" type="checkbox"/>		
2. POSデータ受信のための通信回線設定	POSデータ等の収集に必要なセキュアな通信回線の開設（主に新規で追加される報告者について）の他、データ送信に必要なシステム設定等の業務	<input checked="" type="checkbox"/>		
3. POSデータの受信	POSデータの受信		<input checked="" type="checkbox"/>	
4. POSデータの確認	POSデータの到着状況の確認（受信エラーのチェック等）		<input checked="" type="checkbox"/>	
5. 店舗マスターの受信	店舗マスター情報の受信（新店舗、閉鎖店舗への対応）		<input checked="" type="checkbox"/>	
6. 商品マスターの更新	商品マスターと商動商品分類（6分類）対応テーブル（新商品のマッピング先）の登録・更新業務		<input checked="" type="checkbox"/>	
7. 調査票情報への組替え	報告義務者から提供を受けたPOSデータ、店舗マスターの情報から「報告を求める事項」に組み替えた調査票情報の作成業務			<input checked="" type="checkbox"/>
8. 調査票情報組替え結果の確認	従来の報告内容と同等の集計結果となっていることを報告義務者に確認。POSデータ受信～調査票情報組替えまでのプロセスを経済産業省に確認。	<input checked="" type="checkbox"/>		
9. 調査票情報の提出	「報告を求める事項」に組み替えた調査票情報を毎月15日までに経済産業大臣に提出する業務			<input checked="" type="checkbox"/>
10. 変動要因把握	全国の商品分類別販売額、都道府県別の商品販売額の変動要因の特定、報告する業務			<input checked="" type="checkbox"/>
11. 名簿管理	報告義務者の名称・所在地・法人番号、担当者の氏名・電話番号・メールアドレス等、連絡先等変更管理業務			<input checked="" type="checkbox"/>

【論点b】

- 9 -

- 報告義務者から提出されるPOSデータ等とは具体的にどのようなものか。
- インターネット販売による実績についても提供されるデータの中に含まれるのか。

- 報告義務者から提供されるPOSデータは、**企業・店舗・型番 (JANコード) 別にサマリーされた販売金額・数量**
- 提供されるPOSデータには、店頭販売に加え、**インターネット等販売実績も含まれている**



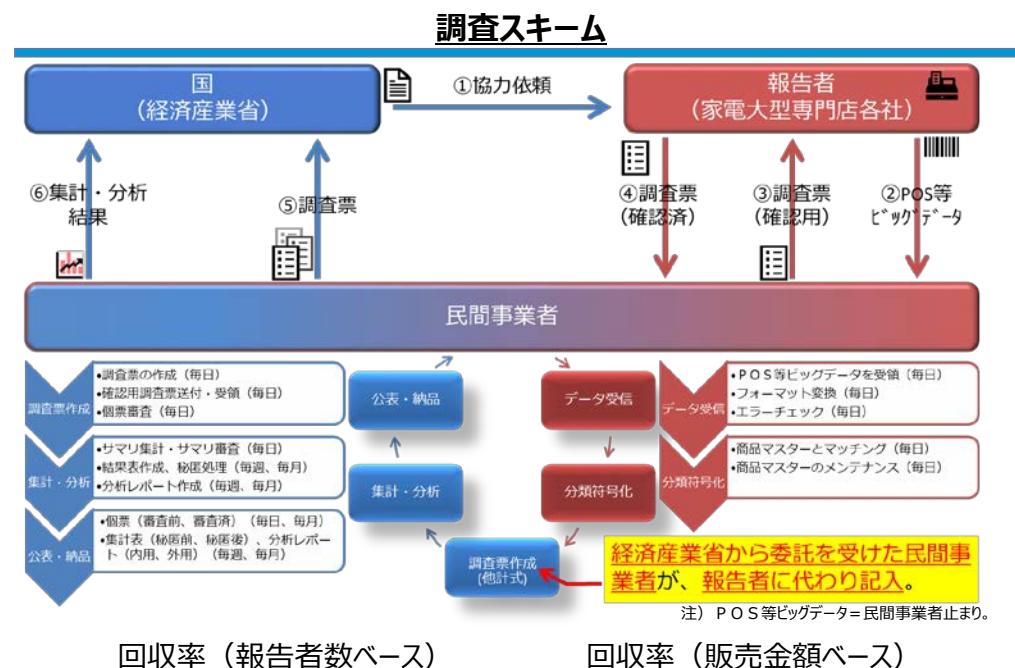
店舗で商品が販売された際に登録されたレコード（販売時点情報）は、各家電専門店企業のデータセンターに集まり、そこでレシート単位から型番別の販売データにサマリー。POS収集事業者へセキュアな回線で送信される。

各家電専門店企業から日々送信してきたPOSデータ（型番別にサマリー済み）を商品マスター（民間事業者が構築・保有している）とマッチングさせ6分類に集計。月単位の調査票情報に組み替える。経済産業省へセキュアな回線で送信される。

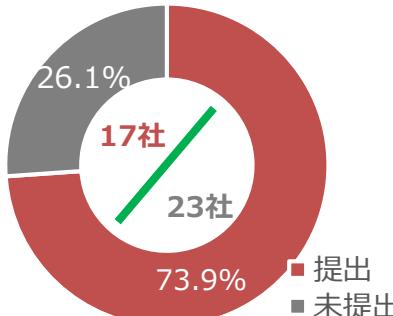
民間事業者が組み替えた調査票を集計。サマリー審査や秘匿作業等、通常の統計調査プロセスによる集計作業を実施。

●試験調査の結果はどうだったか。

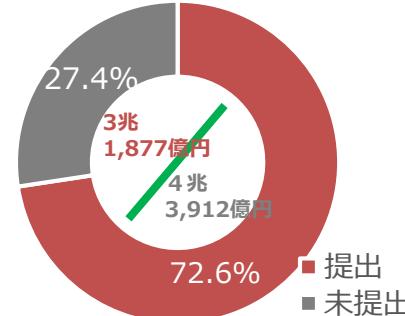
- 平成30年7月～12月に「ビッグデータを活用した商業動態統計調査(試験調査:家電大型専門店分野)」を実施。
- 報告者が保有するビッグデータ及び民間事業者が保有する商品マスター、ノウハウ等を最大限に活用。
- 試験調査の回収率は73.9%(23社中17社)。
- 本体調査[17社]の商品販売額との差額は88億円、乖離率は0.3%。



回収率 (報告者数ベース)



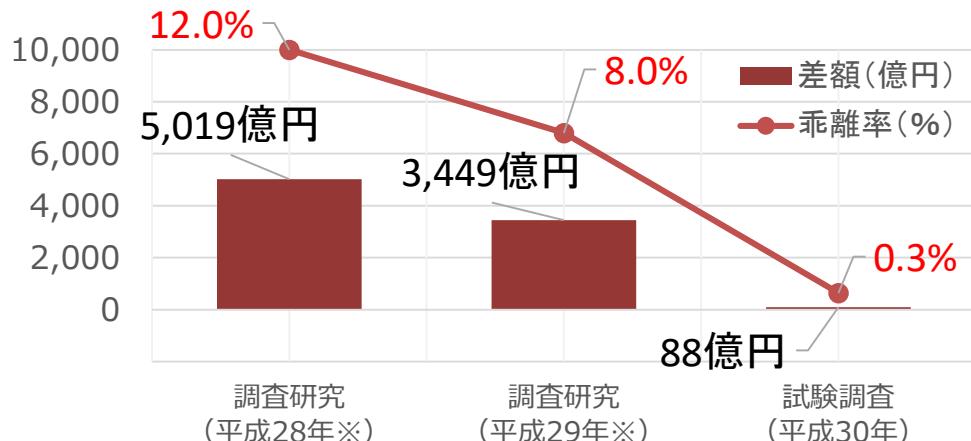
回収率 (販売金額ベース)



商品販売額の比較結果 (平成30年)

本体調査 [17社]	商品販売額 (億円)	試験調査	
		商品販売額 (億円)	本体調査[17社]との差 差額(億円)
31,789	31,877	88	0.3%

【参考】乖離率の改善状況 (平成28・29・30年)



※平成28、29年の値は、ビッグデータを活用した新指標開発事業の研究結果

● POSデータ等を正確に組替え集計したかどうかを、どのように確認するのか。

- 報告義務者の協力を得て、**従来の報告内容と同等の組替え結果になっていることを確認いただく【初回切り替え時のみ】。**
- 経済産業省において、**POSデータ受信～調査票情報組替えまでの処理プロセスを確認【初回切り替え時のみ】。**
- 経済産業省において、**個票・サマリ審査の過程で異常値検出を実施【毎月】。**

		報告義務者（企業）	経済産業省
項目	実施時期	初回切り替え時	毎月
①商品販売額			
②都道府県別販売額	<input checked="" type="checkbox"/> 従来の報告内容と同等の集計結果となるよう、正しく組替え集計されているか（過去3ヶ月分）	<input checked="" type="checkbox"/> POSデータ受信～調査票情報組替えまでの処理プロセスが正しいか、テストは十分行われているか、報告義務者の確認は済んでいるか	<input checked="" type="checkbox"/> 個票・サマリ審査時に異常値は無いか※
③都道府県別店舗数			

※個票・サマリ審査の過程において、報告値に異常値が発見された場合、民間事業者に対し確認を行い、報告を求める。